◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第２０４号(H25. 7. 5)◆◆

＝はじめに＝
　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝５件（６月２８日～７月４日分）
（１）乗合バスが用水路に転落した事故
（２）乗合バスの運転者が運転中に心肺停止した事故
（３）貸切バスの運転者が運転中に意識喪失した事故
（４）貸切バスがトラックに追突した事故
（５）タクシーが歩行者を撥ねた事故
２.「自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会報告書」（平成２４年度）の公表について
３．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
４.トラックの保有車両数が５両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります！
５．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
６．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！
７．事業用自動車の運転者の健康状態の確認の再徹底について
８．エアブレーキを装備したトラックではブレーキのバタ踏みは危険です！

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇
【１．重大事故等情報＝５件】（６月２８日～７月４日分）

（１）乗合バスが用水路に転落した事故
６月２８日（金）午後２時４０分頃、長野県において、同県に営業所を置く乗合バスが空車で走行中、路外の用水路に転落した。
この事故による負傷者はいない。
事故現場は上り坂の右カーブで路外に用水路があり、事故当時、対向車がセンターラインを超えて来たため、当該乗合バスが左側の用水路の橋に回避したところ、右側前輪及び後輪が用水路へ転落した模様。

（２）乗合バスの運転者が運転中に心肺停止した事故
７月４日（木）午前３時２５分頃、宮城県の東北自動車道下り線において、東京都に営業所を置く高速乗合バスが乗客８名を乗せて運行中、中央分離帯に衝突した。

この事故により、当該高速乗合バスの運転者が心肺停止状態で病院に搬送され、死亡、交替運転者及び乗客１名が軽傷を負った。
事故当時、当該高速乗合バスの運転者が何らかの原因により心肺停止状態となりバスを制御できなくなり、中央分離帯に衝突した模様。

（３）貸切バスの運転者が運転中に意識喪失した事故
７月１日（月）午後５時５０分頃、三重県の東名阪自動車道において、愛知県に営業所を置く貸切バスが乗客３１名を乗せて運行中、当該貸切バスの運転者が突然意識を失い、当該貸切バスは蛇行走行しながらガードレール、側壁に衝突し、乗客３名がハンドル、ブレーキ操作等を行い停止させた。
この事故による負傷者はいない。
事故当時、当該運転者は意識喪失となり、乗客の方により救命措置が行われたが、心臓発作（急性大動脈瘤解離）で死亡した。
なお、当該運転者は、点呼の際に異常はなく、健康診断も受診しており、血圧が高めであったが、その他特段の異常は見られなかった模様。

（４）貸切バスがトラックに追突した事故
７月４日（木）午前２時ごろ、栃木県の東北自動車道の下り線で、神奈川県に営業所を置く貸切バス（高速ツアーバス）が乗客１４名を乗せて運行中、前方を走行していたトラック（キャリアカー）に追突した。
この事故により、当該貸切バスの運転者が死亡し、乗客１４名と交替運転者１名が負傷した模様。
事故の詳細について調べを進めている。

（５）タクシーが歩行者を撥ねた事故
７月４日（木）午前０時４５分頃、福岡県において、同県に営業所を置くタクシーが空車で走行中、道路を横断中の歩行者を撥ねた。
この事故により、当該歩行者が死亡した。
事故現場は、片側２車線の見通しのよい直線道路で、事故当時、当該タクシーの運転者は、乗客２名を降車扱い後、信号機のある交差点を走行中、横断歩道を横断していた当該歩行者に気が付かずに撥ねた模様。

◇◇◇

【２.「自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会報告書」（平成２４年度）の公表について】

国土交通省自動車局に設置された「自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会」（座長：酒井　一博　公益財団法人労働科学研究所所長）では、事業用自動車の事故の要因について、運行管理その他の観点から、調査・分析を行うとともにその結果を踏まえた再発防止対策の検討を行っており、毎年度その

結果を報告書として取りまとめ公表しています。
　平成２４年度においては、交通事故の傾向分析、特定テーマ「過労運転による事故を防止するための対策」（中間整理）及び平成２４年に発生した事業用自動車による社会的影響の大きい重大事故の要因分析を実施し、これを報告書として取りまとめました。

　→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03analysis/examination.html

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇
【３．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について】

　平成２５年３月２６日（火）に開催された「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」の結果を踏まえ、交替運転者の配置基準に関し、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部を改正しましたのでお知らせします。

　→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000134.html

【４．トラックの保有車両数が５両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります。】

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正に伴い、平成２５年５月１日より、保有車両数が５両未満の営業所でも、原則、運行管理者の選任が必要となります。
（ただし、経過措置として、この省令の公布の際、現に５両割れ事業者であった者については、平成２６年４月３０日までに運行管理者の選任を行う必要があります。）

〇改正貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成２年運輸省令第２２号）（抄）
第１８条（運行管理者の選任）
一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を３０で除して得た数（その数に１未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に１を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、５両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生じるおそれがないと認めるものについては、この限りではない。

公布：平成２５年３月２９日
施行：平成２５年５月１日

【５．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について】

平成２４年４月２９日に発生した関越道高速ツアーバス事故を受けて、国土交通省自動車局では、以下の各検討会を設置し、学識経験者等のご意見を踏まえながら対策の検討を進めて参りました。

今般、各検討会の検討結果を踏まえ、今後２年間にわたり、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を実施することとし、平成２５年４月２日に公表しましたのでお知らせ致します。

（各検討会）

・「バス事業のあり方検討会」

・「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」

・「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」

・「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」

→　http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002069.html

【６．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！】

これまで国土交通省で作成した、「乗合バスの車内事故防止マニュアル」や「トラック追突事故防止マニュアル」など、安全教育・事故防止のためのマニュアルを１つのページに集約しました。

今まで保存箇所がバラバラでしたので、ご存じないマニュアルもあるかと思います。

今回、１つのページに各マニュアルの概要とともに分かり易く掲載しましたので、今後、安全教育などに一層ご活用頂ければと思います！

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html

〔掲載マニュアル一覧〕

・H24年4月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル

・H24年3月：トラック追突事故防止マニュアル

・H23年7月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル

・H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル

・H21年10月：映像記録型ドライブレコーダ活用手順書

・H21年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル

◇◇◇

【７．事業用自動車の運転者の健康状態の確認の再徹底について】

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和３１年運輸省令第４４号）及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成２年運輸省令第２２号）では、自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病等の理由により安全な運転をすることができないおそれのある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならないと規定するとともに、乗務しようとする運転者に対して、点呼を行い、疾病等の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認しなければならないことが規定されています。

しかしながら、健康面での問題に起因した事故は依然として発生しており、事業用自動車の運転者の健康状態の確認について、これまでも平成２３年１０月１４日付け文書（国自安第３２号）等で徹底をお願いしてきたところですが、今般、平成２４年１２月２３日、静岡県静岡市の交差点において、乗客１５名を乗せた乗合バスが路肩に駐車していた軽乗用車に接触しその弾みで信号機に衝突し、その信号機を押し出しながら、その前方のタクシーに追突し、乗合バスの乗客８名、タクシー運転者及び乗合バスの運転者の合計１０名が軽傷を負う事故が発生しました。

この事故の詳細な原因は現在調査中であるものの、当該乗合バスの運転者が、事故の直前に何らかの原因により意識を喪失したために発生したと推察されるものであることから、下記の事項について、改めて徹底を図るよう貴傘下会員に対して周知方よろしくお願い致します。

記

１．点呼の際、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等の健康状態の確認を徹底するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を図ること。

２．労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）に基づく健康診断を受診させ、また、当該健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合には、医師の診察を受けさせるなど運転者に対して適切な指導を行うこと。

３．平成２２年７月に国土交通省が策定した「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」等を活用し、日頃から運転者の健康状態の把握に努めるとともに、運転者に対し、疾病が交通事故の要因となるおそれがあることについて、事例を説明すること等により理解させ、また、健康診断の結果に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な健康管理を行うことの重要性を理解させること。

◇◇◇

【８．エアブレーキを装備したトラックではブレーキのバタ踏みは危険です！】

エアブレーキを装備したトラックが数台の車両と衝突する事故が、昨年度に

２件発生しました。当該事故は、ブレーキのバタ踏みによりエアタンク内の圧力が低下し、ブレーキ力が低下したことや過積載等が原因と考えられることから、国土交通省から大型車メーカー４社（いすゞ自動車(株)、日野自動車(株)、三菱ふそうトラック・バス(株)及びＵＤトラックス(株)）に対して、注意喚起などの取組みを行うことについて検討を依頼していたところです。

今般、大型車メーカー４社より、大型車４社のホームページへの注意喚起のチラシの掲載等により、取扱説明書等に記載のあるエアブレーキ車でのブレーキペダルのバタ踏みをしないこと等について、改めて注意喚起を実施するとの報告がありました。本報告を受けて、国土交通省においては、自動車関係団体及び地方運輸局に対して注意喚起に関する協力依頼を行うとともに、国土交通省のホームページにおいて、注意事項を掲載しました。

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/carsafety_sub/carsafety025.html

◇◇
【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】
発行　国土交通省自動車局安全政策課
＊このメルマガについてのご意見は、＜　jiko-antai@mlit.go.jp　＞までお寄せください。
よくある質問（配信登録の解除方法等）
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html　）

【参考】
＊自動車局ホームページ
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら
最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。
・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）
・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０
（平日9:30～12:00　13:00～17:30）
・自動音声受付　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！
使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表

されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆